

第66号議案

品川区立児童センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月25日

品川区長 濱 野 健

品川区立児童センター条例の一部を改正する条例

品川区立児童センター条例（昭和41年品川区条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表品川区立東大井児童センターの項中「品川区東大井三丁目4番4号」を「品川区東大井一丁目22番16号」に改める。

付 則

この条例は、令和4年9月20日から施行する。

（説明）東大井児童センターの所在地を変更する必要がある。